

令和元年度

第2回理事会議事録

と き 令和元年7月16日（火）午後2時00分

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21人（出席指定書による出席理事及び書面のみ出席理事を含む。）
事務局 16人

【付議事項】

〔報告事項〕

- 報告第1号 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第2号 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第3号 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告について

〔議決事項〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会役員・委員等の報酬及び費用弁償規則の一部を改正する規則について
議案第2号 大阪府国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について
議案第3号 大阪府国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第4号 大阪府国民健康保険団体連合会柔道整復療養費審査委員会規程の一部を改正する規程について
議案第5号 大阪府国民健康保険団体連合会柔道整復師の施術に係る療養費審査支払規則の一部を改正する規則について
議案第6号 大阪府国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則の一部を改正する規則について
議案第7号 大阪府国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産規則の制定について
議案第8号 大阪府国民健康保険団体連合会はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査支払規則の制定について
議案第9号 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会に付議する案件について

（認定事項）

- 1 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 2 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計決算の認定について
- 3 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算の認定について
業務勘定
診療報酬支払勘定

公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定

- 4 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の認定について
業務勘定
後期高齢者医療診療報酬支払勘定
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 5 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計決算の認定について
- 6 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の認定について
業務勘定
特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
後期高齢者健診等費用支払勘定
- 7 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計決算の認定について
業務勘定
介護給付費等支払勘定
公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 8 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の認定について
業務勘定
障害介護給付費等支払勘定
障害児給付費等支払勘定
- 9 平成30年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計決算の認定について

(議 決 事 項)

- 1 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について
- 2 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について
- 3 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について
- 4 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について
- 5 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)について

議案第10号 令和元年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後 1 時59分

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、「令和元年度第 2 回理事会」の開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

理事長

皆さん、こんにちは。平素は、各々の団体におきまして、国保の健全そして適正な運営に努められておられますこと、理事長としてまずもって心より厚く御礼申し上げます。

我々のこの大阪府の国保連合会をとりまく状況は、なかなか府だけで独立できる団体ではないですね。知ってのとおり。国の計画に基づいていろいろと我々もそれにあわせていけないと思います。しかしながら、私は先の国保連合会の中央会の理事会でも意見を言いましたように、一方的な国からの負担の押しつけには理解を示すことができないと、このようにみんなの意見を代表して言ってきました。これからも、大阪府国保連合会一体となって、言うべきことは、私は言っていこうと思っていますので、皆さん方のさらなるご協力をお願いしたいと思います。

本日のこの理事会の主な議題につきましては、次期通常総会に付議する平成 30 年度の事業報告及び各種会計歳入歳出決算認定の案件と、そして各種事業に係る規則改正や補正予算等につきまして、お諮りをするものであります。

本日の理事会の議事が円滑に行われますよう、皆さん方のご協力を理事長として心よりお願い申し上げまして、それでは理事会に入りたいと思います。皆さんよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事総数 21 名中、現在出席理事は、出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含め 21 名です。定足数を充たしておりますことをご報告いたします。

それでは、本会規約に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

わかりました。それでは、ただいまから「令和元年度第 2 回理事会」を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人には、本会副理事長、本会専務理事をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、出席指定書により出席の皆さんも、議事に対するご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ遠慮なくご自由にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、報告事項ですが、報告第 1 号から 3 号までの 3 案件は、各種委員会の委員長報告であり、それぞれの委員長さんに報告を求めます。

国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

それでは、令和元年度の第 1 回国民健康保険事業運営に関する委員会を開催いたしまし

たので、協議結果等をご報告申し上げます。

開催日時につきましては、令和元年6月26日水曜日、午後1時30分から。

協議事項としましては、「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」及び「「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の創設について」。

報告事項としまして、「平成30年度における第2期中期経営計画の実施報告について」、2点目が「第2期中期経営計画（3年間）の総括について」、3点目が「その他」についてでございます。

協議等の概要につきましては、「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任」につきまして、委員長には私、東大阪市市民生活部医療保険室保険管理課長、副委員長には、太子町健康福祉部保険医療課長がそれぞれ選任されました。

2点目の「「ICT等を活用しました審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の創設」につきましては、新たな積立資産の積立額の考え方等が事務局から示されました。委員からは、「国が進める施策であれば国に負担を求めるべきでは」との意見がございましたが、事務局からは、「ICTの活用のみならず、今後様々な新規事業が見込まれ、この先資金不足に陥った場合等に、保険者の負担増加を招かないよう積立てを行いたい」との回答がございました。また、他の委員からは、「積立額の根拠は、保険者への説明責任があると認識しておいてもらいたい」との要望もございました。事務局から提案された事項につきましては、すべて了承いたしました。

報告事項等につきましては、第2期中期経営計画に係る平成30年度の実施報告及び3年間の総括についてご報告がございました。委員からは、「職員研修等において一次審査と二次点検の事例共有を図るなど、査定率の向上に努めてもらいたい」との意見がございました。

また、6月から開始しました「風しん対策業務」の請求支払事務についても、処理状況等の報告がございました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。本委員会の委員長報告といたします。

令和元年7月16日 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会 委員長。

議長

どうもありがとうございます。スラスラと上手ですね。大したものです。素晴らしい。もう保険は長いのですか。この仕事。

国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

今の課は今年の4月からです。

議長

そう、素晴らしいです。

ただいま、報告がありました。この件について。まだあったのですね。すみません。どうぞ。

事務局

私から、報告第2号「介護保険事業運営に関する委員会」、報告第3号「障害者総合支援事業運営に関する委員会」、両委員長にかわりまして、代読にてご報告させていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

資料1の3ページになります。「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告」。令和元年度第1回介護保険事業運営に関する委員会を開催いたしましたので、協議結果等をご報告申し上げます。

1 開催日時及び協議事項等については、記載の内容でございます。

協議等の概要についてです。「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」。委員長には、私、堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課長、副委員長には、能勢町健康福祉部福祉課長がそれぞれ選任されました。

「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の創設についてです。新たな積立資産の積立額の考え方等が事務局から示されました。委員からは、「実費弁償方式」について質問があり、事務局からは、「その業務に必要な金額を収入し、その範囲内で業務を行っていくというものです。」との回答がございました。事務局から提案された事項については、すべて了承しました。

報告事項等についてです。第2期中期経営計画に係る平成30年度の実施報告及び3年間の総括について報告がありました。4ページになります。委員からは、「審査支払手数料については、2020年度に見直しを行う予定か」という質問がございました。事務局からは、「2020年度の機器更改で使用した額と、次期機器更改へ向けての積立額を勘案し考えていきたい。」との回答がありました。

また、2020年度の機器更改に係る中央会及び連合会システムの業者選定についても、現在の状況について報告がありました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。本委員会の委員長報告といたします。

令和元年7月16日 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長。

続きまして、5ページをお願いいたします。「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告」。令和元年度第1回障害者総合支援事業運営に関する委員会を開催いたしましたので、協議結果等をご報告申し上げます。

1 開催日時及び協議事項等については、記載の内容でございます。

協議内容についてでございます。「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」。委員長には、私、大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課長、副委員長には、能勢町健康福祉部福祉課長がそれぞれ選任されました。

「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」の創設について。新たな積立資産の積立額の考え方等が事務局から示されました。委員からは、「資産の保全方法について」や「積立資金の繰越金利用に伴う市町村への影響はあるのか」などの意見がありましたが、事務局から、資産の保全については連合会内に設置している「資金管理運用委員会」を開催し管理を行っていること、また、積立資産の創設については、年度末の状況を見て、積み立てを行うことの説明があり市町村への影響はないとの回答がございました。事務局から提案された事項については、すべて了承しました。

次に、報告事項についてでございます。第2期中期経営計画に係る平成30年度の実施報告及び3年間の総括について報告がありました。委員からは2点質問がありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、2020年度の機器更改に係る中央会及び連合会システムの業者選定についても、現在の状況について報告がありました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

令和元年7月16日 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会。

以上、代読でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

どうもありがとうございます。

ただいま提案をされました、報告第1号から3号の件につきまして、皆さん何かご意見ありますか。よろしいですか。ありがとうございます。

ないようですので、これにて質問等を打ち切ります。

それでは、次に、議案第1号から8号までの8案件は、各種規則などの一部改正等であり、これらを一括議題として事務局に提案理由の説明を求めます。よろしくお願ひいたします。

事務局

皆さん、お手元の「令和元年度第2回理事会議案」をお願ひいたします。よろしいでしょうか。

7ページをお開きください。議案第1号「大阪府国保連合会役員・委員等の報酬及び費用弁償規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものでございます。9ページをお願ひいたします。改正前・改正後、下線部をご確認いただきたいと思ひます。新たに設置されます、あはきの審査委員に対する報酬及び費用弁償を規定するものでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、11ページをお願ひいたします。議案第2号「大阪府国保連合会職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものでございます。14ページをお願ひいたします。第12条「地方公務員法の育児休業等に関する法律」に則り、部分休業の取得要件を子が「3歳未満」から「小学校就学の始期に達するまで」へ拡大するものでございます。

また、第14条、部分休業により勤務しなかつた時間の勤勉手当の期間率について、30日に達するまでの期間は勤務時間から除算しないとするという規定の改正漏れがあつたため、修正を行うものでございます。要綱の変更とそれに基づく運用を行つてまいりましたが、規則改正が漏れていたことが判明しましたので、誠に申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。なお、取得要件の拡大につきましては、あす7月17日からの施行、また、勤勉手当の除算につきましては、平成29年1月1日に遡つての適用を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、17ページをお願ひいたします。議案第3号「大阪府国保連合会事務局組織規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものでございます。19ページをお願ひいたします。主には、あはき療養費の業務実施に伴ひましての事務分掌の変更と、21ページに記載の海外療養費の不正請求対策業務におきまして、出産育児一時金の処理を記載したものでございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、23ページをお願ひいたします。議案第4号「大阪府国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会規程の一部を改正する規程」を、次のとおり定めるものでございます。

25 ページをお願いいたします。現行あります柔整の審査委員会と、あはきの審査委員会を合同で設置するため、名称を「柔道整復療養費等審査委員会」という形で、「等」を入れ改めたものでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、29 ページをお願いいたします。議案第 5 号「大阪府国保連合会柔道整復師の施術に係る療養費審査支払規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものでございます。31 ページをお願いいたします。議案第 4 号で説明させていただきました、柔整審査委員会の名称変更のほか、規則中の文言の整理を行うものでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、35 ページをお願いいたします。議案第 6 号「大阪府国保連合会普通交付金収納事務規則の一部を改正する規則」を、次のとおり定めるものでございます。37 ページをお願いいたします。連合会が収納事務を行う普通交付金の範囲に、今回あはき療養費を新たに追加するものでございます。

次に、39 ページをお願いいたします。議案第 7 号「大阪府国保連合会 I C T 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産規則」を、次のとおり定めるものでございます。41 ページをお願いいたします。厚生労働省通知「国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税制法の取扱いについて」の一部改正によりまして、新たに認められました積立資産について必要事項を定めるため、規則を制定するものでございます。具体的には、今、国で議論されている「A I を活用した審査業務の高度化・効率化」や、「国保総合システム、介護・障害のクラウド化」などに備え、保険者への急な負担を少しでも回避できるよう、各特別会計に非課税で積立てられるよう認められたものでございます。上限としまして、第 4 条に記載のとおり、当該年度の手数料収入の 30% に相当する額となっております。

続きまして、43 ページをお願いいたします。議案第 8 号「大阪府国保連合会はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査支払規則」を、次のとおり定めるものでございます。

45 ページをお願いいたします。あはき療養費の審査支払業務の実施に伴いまして、各種事項を定めるため、規則を制定するものでございます。内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、ご確認よろしくをお願いいたします。私からは、以上となります。

なお、各議案、施行日に触れなかった分につきましては、明日 17 日からの施行という形、また、あはき療養費に関わる部分につきましては、10 月 1 日施行ということでさせていただきますので、ご確認よろしくをお願いいたします。私からは、以上です。よろしく申し上げます。

議 長

どうもありがとうございました。

副理事長、「あはき療養費」はわかりますか。あんま、はり・きゅう。恥ずかしながら、今回初めて知りました。私も勉強させてもらって、今途上です。理事長として情けないですが、知らないことがたくさんありました。

皆さん、今の事務局からの説明で、何かご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

ないようですので、ただいまの議案第 1 号から 8 号までの 8 案件につきましては、原案どおり決定として、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本8案件は、原案どおりの決定といたします。

次に、議案第9号のうち、認定事項1から9までの9案件は、平成30年度の事業報告及び各種会計決算の認定についてであり、これらも一括して事務局にその提案理由の説明をお願いいたします。では、よろしくをお願いいたします。

事務局

49ページ、議案第9号「令和元年度第1回通常総会に付議する案件について」でございます。

資料は、恐れ入ります、右肩に「(別冊)」と記載しております一番分厚い資料になります。こちらの資料を使ってご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、説明は着座にてさせていただきます。失礼いたします。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。認定事項1「平成30年度大阪府国保連合会事業報告」について、次のとおり認定を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。本会におきましては、平成30年度の事業運営にあたり、第2期中期経営計画に掲げた基本方針に基づき、保険者・関係機関との連携、より一層の事務の効率化を図り、保険者ニーズを踏まえた業務の的確な実施、効率的な執行体制の確立やコスト削減に努めてまいりました。平成30年度本会事業計画に基づき、実施した事業について、その重点目標ごとに以下のとおり取りまとめしておりますので、順を追ってご報告させていただきます。

1「保険者等への事業運営の支援」です。(1)「審査の充実・強化」では、審査委員と連携し、審査判断基準の整備を行うなど、審査の充実を図り、業務研修の実施などにより、審査委員が審査に専念できる環境を整備いたしました。3つ目の○になります。査定の金額ベースでは前年度を上回りましたが、目標査定率0.34%には及ばず、前年同様の0.33%となりました。この要因としまして、平成29年度と平成30年度のレセプト件数ですが、国保で110万件減少し、後期が150万件増加しております。レセプト1件当たりの平均点数が国保より後期のほうが約1,000点高くなっていることから、全体の合計請求点数が増加したことによるものと考えられます。

次の(2)「保健事業の支援」では、国保データベース(KDB)システムなどを活用した重症化予防などに資するための事業の実施、また、保健事業支援・評価委員会の開催などにより、保険者のデータヘルスに関する取り組みを支援いたしました。なお、1つ目の丸の2行目後段の部分です。重複服薬者への健康相談事業については、平成29年度まで実施しておりました重複・頻回受診者への訪問指導事業の事業の対象者が少なかったことから、より効率的・効果的な事業とするため、平成30年度から6保険者で実施をいたしました。

次に、(3)「第4期介護給付適正化計画に基づく保険者との連携強化」では、本会による支援策を実施し、保険者事務の軽減や介護給付の適正化を図るとともに、提供情報の効率的な活用について支援を行いました。

3ページをお願いいたします。(4)「第三者行為損害賠償求償事務の充実」でございます。勧奨業務の充実を図るとともに、アドバイザーによる研修会開催など、求償事務への理解促進に努めてまいりました。3つ目の○でございます。平成30年度からの加害者直接求償事務を円滑に実施いたしました。また、求償事務の解除事案に対して、保険者での債権管理のため、本会顧問弁護士を活用した仕組みを保険者に提供しました。解除事案への

対応については、国保事業推進委員会で委員さんから提案、ご要望いただいたものでございまして、法令上、本会が関与できる範囲で支援させていただくこととしております。

次に、(5)「保険者再審査業務等の充実」です。新たに資格確認業務の遡及処理の実施や、柔整患者調査票作成業務の調査対象者の抽出条件を拡充いたしました。再審査業務においては、記載の取り組みにより申出の増加につなげることができました。

(6)「障害福祉サービス等の給付費に係る審査支払業務の円滑な実施」でございます。平成30年4月からの法改正に伴い、新たに実施することとなった審査事務において、市町村に台帳整備の徹底の要請、また事業所には審査対象の周知を行い、審査支払業務の円滑な実施につなげました。

次に、2「国保制度改革等に沿った着実な取組み」でございます。(1)「保険者業務等の支援」では、国保情報集約システムを平成30年4月から安定的に稼働させました。3つ目の○になります。被保険者証については、希望する市町村保険者を対象に、被保険者証の一括発行や台紙作成等を行いました。平成30年度は被保険者証作成から封入・封緘処理までを2市から、台帳作成・封筒作成については、10市町から受託をいたしました。

4ページをお願いいたします。(2)「国保総合システム等の安定稼働」については、各種システムを安定的に稼働させることができました。

(3)「個人情報等を含む重要情報の適正管理」でございます。3つ目の○になります。情報セキュリティの確保、個人情報保護体制の強化と維持管理のため、平成29年1月に認証取得しましたプライバシーマークは2年ごとに更新が必要となりますので、更新手続きを行い、引き続き認証されました。

(4)「マイナンバー制度への対応」については、介護・障害システムにおける被保険者情報の対応については、保険者・市町村から個人番号を使用した処理の要望がなかったため、個人番号の利用は行わないこととしました。

(5)「被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認への対応」でございます。厚生労働省が開催する説明会に参加し、検討状況を把握しましたが、その時点の内容から保険者への情報提供まで至りませんでした。その後、平成31年2月にオンライン資格確認導入に向けて国会に提出された「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、5月22日に改正法が公布され、6月に厚生労働省が開催した説明会の中で、運営体制や費用負担、システム改修を含む導入スケジュールについて考え方が示されたところでございます。今後の動きにあわせて、必要に応じ、情報提供や説明会の開催など、ご案内をさせていただく予定としております。

次に、(6)「都道府県直接支払いへの対応」については、市町村から共同事務を受託し、都道府県から受けた保険給付費等交付金を滞りなく、円滑に医療機関等へ支払いを行いました。

5ページをご覧ください。3「効率的・効果的な組織運営の確立」でございます。

(1)「簡素・効率的な組織運営の確立」では、適正人員の配置による組織体制の構築を図りました。

(2)「人材育成の強化」では、本会人材育成指針に沿った取り組みとして、部署ごとの育成プランの策定や職員研修の実施など、職員の育成に努めました。

(3)「次期中期経営計画の策定」でございます。第2期中期経営計画が平成30年度最終年となりましたので、3年間の総合評価を行うとともに、「保険者等への事業運営の支援」、「効率的・効果的な組織運営の確立」、「新たな課題への的確な対応」、これら3点を基本方針とした第3期中期経営計画。こちらは2019年度から2021年度の3か年の計画期間としております。この計画を策定し、現在取り組みを進めているところでございます。

次の6ページ以降、34ページまで、具体的な事業の実施状況について、記載をしたもの
でございます。

また、別途ご用意しております資料2では、「平成30年度事業報告の概要」といたしま
して、具体的な事業実施状況の要約をするとともに、審査支払状況などの数字について
は、前年度との対比を記載しておりますので、あわせてご参考にしていただければと思
います。私からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

各種会計決算状況についてご説明をさせていただきます。恐れ入ります。座らせていた
だきます。

各会計の決算等につきましては、先ほどの分厚い冊子の35ページから346ページに記
載しておりますが、ページ数が多いですので、資料3に決算状況等、主な増減理由等
をお示ししておりますので、こちらの資料3でご説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。「一般会計」です。表の中で太い線で囲った
部分が平成30年度決算額でございます。歳入11億3,631万4,340円、歳出10億4,351
万7,840円、差引残額9,279万6,500円は翌年度へ繰り越しをいたします。以降、各会
計において、平成30年度の決算額の歳入・歳出・差引残額は太枠の箇所の数値となり
ます。後ほどご確認をお願いいたします。

では、歳入です。会務運営に係る負担金については、保険者割、被保険者数割で収入を
いたしました。大阪府が会員になったことから新たに会員負担金を収入いたしました
が、国保の被保険者数が減少し減収です。また、保健事業等に係る会員負担金を新
たに設定したことにより、3,170万円増の2億213万円収入をいたしました。3つ
目のひし形になります。積立金繰入金は安定運営資金積立金を取り崩し、平成30
年度の国保の審査支払手数料増額改定後46円のところを、激変緩和対策の財源に
充てるため2億円を繰り入れ、歳出で国保の業務勘定に繰り出しをいたしました。

歳出です。総務費については、平成30年度は耐用年数経過による所内ネットワーク基
幹サーバの機器更改等を行いました。また、管理用端末の調達において入札を実施
しましたが、法人用パソコンが市場において枯渇状況にあり、不成立となり購入で
きなかったことから、226万円を平成31年度に繰り越すため、繰越明許費として
計上をいたしました。同様の理由で、国保・後期の各業務勘定においても繰越明
許費として計上しております。

2ページをお願いいたします。「診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」です。歳入
です。審査支払手数料については、被保険者数の減で取扱件数は減少してしま
すが、手数料の増額改定により増えております。次の共同処理手数料については、
基本処理に係る経費の見直しで増額改定したこと、国保情報集約システムを用
いた資格管理等のランニング費用として、新たに手数料を設定しましたので増
えております。国庫支出金については、国保情報集約システムにおける二要素
認証機能を全額国庫補助金での導入が一定終了したことや、指定公費にお
ける窓口負担の特例措置の対象者減少に伴い減っております。

歳出です。2つ目のひし形になります。積立金の減価償却引当資産については、
経費の縮減及び繰越金が当初予算を上回ったことにより予算を補正し、7億
2,000万円積み立てました。同様の理由で後期の業務勘定においても補正
を行いました。次の諸支出金の一般会計繰出金については、共通経費である
所内ネットワークの機器更改のため、一般会計へ繰り出しをいたしました。
後期の業務勘定においても同様でございます。

3ページをお願いいたします。「診療報酬支払勘定」です。この会計は、保険
診療報酬等受入金として保険者から受け入れ、支出金として保険医療機関等へ
支払う通り抜け会計

でございます。2つ目のひし形です。国保の診療報酬等受入金・支出金ともに、取扱件数の減に伴い減っております。次の諸収入の預金利子については、診療報酬の確定額を収入することとなり、手数料の引き下げ財源に充ててきた概算払金の運用収入がなくなり、1,491万円減の13万円を収入いたしました。

4ページをお願いいたします。「診療報酬支払資金貸付金勘定」です。保険者から診療報酬の支払資金不足のため借入申込みがあった場合、金融機関から借り入れし、貸し付けを行う会計です。平成30年度貸し付けはございませんでした。

「後期高齢者医療事業関係特別会計（業務勘定）」です。歳入です。審査支払手数料については、被保険者数の増加に伴い、取扱件数が増加し増えております。共同処理手数料については、一部の手数料単価の増額改定と取扱件数の増加及び求償事務手数料の算出率の増により増えております。

5ページをお願いいたします。「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」です。後期の診療報酬受入金・支出金については、取扱件数の増加により全体として増えておりますが、柔整療養費は柔整療養費の適正化に伴い4%ほど減っております。通り抜け会計でございます。

「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計」です。平成30年度から始まった第三者直接求償分について受領件数は15件、金額は214万7,404円を収入いたしました。分納による受領した金額も含んでおります。

6ページをお願いいたします。「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）」です。歳入の手数料については、広域連合から委託を受け平成30年6月受付から歯科健診の取り扱いが始まったことにより増となり、歳出ではその歯科健診に要するプログラム開発料等の経費を支出いたしました。

「特定健診・特定保健指導等費用の支払勘定」です。国保の特定健診・保健指導等受入金・支出金については、取扱件数の減少により減っておりますが、後期の受入金・支出金については、歯科健診を含め取扱件数の増加により増えております。通り抜け会計でございます。

7ページをお願いいたします。「介護保険事業関係業務特別会計」です。業務勘定・支払勘定ともに総合事業の創設に伴い、地域密着型として市町村が担う地域包括支援事業とした介護予防・日常生活支援総合事業への移行が進み、取扱件数の増加により増えております。

8ページをお願いします。2段目です。「障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）」です。手数料については、平成30年度から審査業務を受託したことにより手数料単価の増額と、グループホームの新たな類型として居住系サービス等創設されたことにより、取扱件数が増加し増えております。

次の「障害介護給付費等支払勘定」及び9ページの「障害児給付費等支払勘定」についても、同様の理由で増えております。通り抜け会計でございます。

「退職金特別会計」です。平成30年度退職者19名、退職手当金2億9,283万2,095円です。

最後に、一番太い別冊をお願いいたします。341ページに会計別決算表、同じく345ページ、346ページに財産目録を掲載しております。

また、7月5日に監事による監査をしていただき、その監査報告書は349ページに、監査法人による監査報告書については350ページ、351ページに掲載しております。なお、総会では監事を代表して、大阪府整容国民健康保険組合理事長から監査報告を行っていたと予定しております。

最後に、資料 4。右肩の資料 4 には、平成 30 年度の財務諸表をつけております。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま説明されました、議案第 9 号のうち、議決事項であります。こちらは一括でしていいのでしょうか。今の説明、結構難しく、グループホームの中の新しい生活型か何かなったというのは、平成 30 年度からなったのですか。それでこの分が増えたのですね。利用者が増えたからですね。わかりました。

ただいまの説明で、皆さん何かご質問、ご意見ありますか。よろしいですか。

それでは、本件は原案のとおり、通常総会に付議をいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、議案第 9 号のうち、議決事項 1 から 5 までの 5 案件は、各種会計の補正予算でありますので、一括して事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 9 号の議決事項 1 から議決事項 5 までの提案をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

1 番太い資料の別冊になります、303 ページをお開きください。よろしいでしょうか。この 5 つの議案につきましては、議案第 7 号で説明させていただきました、新たな積立資産「ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」設置に伴いまして、各特別会計の業務勘定に対して、補正を行うものでございます。考え方としましては、まず令和元年度の繰越金の当初予算額と、先ほど総会への付議案件においてご確認いただきました、令和元年度へ繰り越します歳入歳出差引残額との差額を計上させていただきます。また、その差額がマイナスもしくは少額の会計におきましては、予備費の一部を充当し、計上するというものでございます。

303 ページに戻ります。議決事項 1 「令和元年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第 1 号）」を、次のとおり定めるものでございます。明細書でご確認ください。306 ページからになります。歳入歳出予算にそれぞれ 7,700 万円を増額させていただきます。総額を 57 億 5,086 万 6,000 円とし、新たに歳出の積立金、309 ページになりますが、積立金に目を新設し、7,700 万円を計上するものでございます。

311 ページをお願いします。議決事項 2 「令和元年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第 1 号）」を、次のとおり定めるものでございます。

同じように予備費から 2,000 万円を減額し、新たに歳出の積立金に目を新設し、2,000 万円を計上するというものでございます。315 ページになります。

続きまして、317 ページをお願いいたします。議決事項 3 「令和元年度大阪府国保連合会特定健診・保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第 1 号）」を、次のとおり定めるものでございます。予備費から 3,200 万円を減額いたしまして、新たに歳出の積立金に目を新設し、3,200 万円を計上するものでございます。321 ページになります。

続きまして、323 ページをお願いいたします。議決事項 4 「令和元年度大阪府国保連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第 1 号）」を、次のとおり定めるものでございます。歳入歳出予算にそれぞれ 2,000 万円増額し、総額を 51 億 5,018 万 5,000 円とし、また、予備費から 8,000 万円を減額し、新たに歳出の積立金に目を新設し、あわ

せて1億円を計上するものでございます。329ページに記載のとおりです。

331ページをお願いいたします。議決事項5「令和元年度大阪府国保連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）」を、次のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算にそれぞれ700万円を増額し、総額を5億4,232万1,000円とします。また、予備費から3,300万円を減額し、新たに歳出の積立金に目を新設し、あわせて4,000万円を計上するものでございます。私からは、以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。結局積立金は合計いくらになりますか。

事務局

すみません。合計としましては、2億3,000万円ほどになりますか。2億3,300万円になります。

議 長

これを一括して運用していくのですね。

積立金として、1本で運用していくのですよね。

事務局

いえ、会計ごとです。

議 長

会計別に運用していくのですか。

事務局

そうなります。議案第7号でもご説明させていただいたのですが、限度額としましては手数料の30%ということになりますので、この今申し上げました補正予算の中で言いますと、まだまだ限度額には達していないという状況ではございますので、これからのICTやAIに向けて積めるところは積んでいきたいというところではございますが、まだ決算を迎えておりませんので、どのようになるかはまだ見えないところではございます。

議 長

予備費を適用したりして、積み立てていくわけですか。目標値はどれぐらいに決めていますか。

事務局

目標ですか。目標は積立上限額に達すればと思いますが、何年もかかる話かと思っています。

議 長

そうですね。今回、目を新設して、積立金の会計を新たにおこしてやっていこうということですね。わかりました。

ただいま、事務局から提案理由の説明がありましたが、皆さん何かご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、議決事項1から5までの5案件につきましては、第1回通常総会に付議することとして、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

ありがとうございます。本5案件は、原案のとおり、第1回通常総会に付議をいたしていきたいと思います。

次に、議案第10号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

恐れ入ります。「第2回理事会議案」にお戻りいただけますでしょうか。最後のページ、51ページになります。議案第10号「令和元年度大阪府国保連合会第1回通常総会の招集について」でございます。「令和元年度大阪府国保連合会第1回通常総会」を、次のとおり招集いたします。

1. と き 令和元年7月30日(火)午後2時から

2. ところ 本会3階会議室

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。令和に入っの初めての通常総会ということですが。

ただいま、事務局からの提案理由の説明がありましたが、何かご意見、ご質問ありますか。

ないですね。それではないようですので、ただいまの議案第10号につきまして、原案のとおり決定として、ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ありがとうございます。ご異議なしとのことで、本案件は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。

皆さん方のご協力をおもちまして、大変スムーズに議事の審議が終わったように思います。心より厚く感謝申し上げます。

これをおもちまして、本理事会を閉会といたします。皆さん、本当にありがとうございました。

閉会時刻 午後2時52分